

## 庄内広域水道企業団行政不服審査会条例

令和8年2月4日

条例第8号

### (設置)

第1条 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規定に基づき、同法の規定によりその権限に属させられた事項(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第1項において諮問することとされているものを除く。)を処理するための機関として、庄内広域水道企業団行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

### (組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して識見を有する者のうちから企業長が委嘱する。

### (任期)

第3条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審査会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する事件については、その議事に加わることができない。

5 審査会の会議は、公開しない。

### (守秘義務)

第6条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。